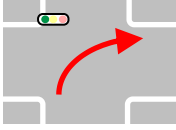
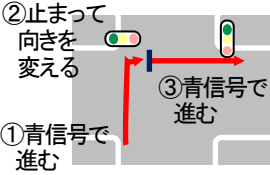



## 平成 25 年度 自転車ルール・マナーに関する検定 問題&解説

	問 題	正解	解 説
1	携帯電話等を使用しながら自転車を運転してはならない。	○	携帯電話等を使用しながら自転車を運転してはならない。 (違反すると5万円以下の罰金)
2	自転車は原則、車道の左端を走行しなければならない。	○	自転車は車両であるから、原則として車道を走行しなければならない。 その場合は自動車と同じ左側で、端を走行しなければならない。 (違反すると3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
3	自転車通行可の標識がある歩道を走る際は、歩行者に気をつけながらどこを走ってもよい。 	×	自転車通行可の標識がある歩道は自転車も走行できる。 ただし、歩行者の邪魔にならないよう、車道側を徐行して走らなければならない。
4	止まれの標識のある交差点は、自動車は止まらなければならないが、自転車はスピードを落として注意(徐行)して通行しなければならない。 	×	この標識は、交差点等で一時停止を示す標識である。自転車であっても一時停止し、安全確認をした上で進まなければならない。 (違反すると3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
5	この標識(一方通行)のある道路では、自転車も矢印の方向と反対に走ってはいけない。 	○	「一方通行」の標識であり、自転車も矢印の方向にしか通行できない。ただし、「自動車・原付」といった条件が表示されている場合は、自転車は逆方向にも通行することができる。
6	自転車通行可の標識がある歩道を走る際、歩行者が前にいて危ないと感じたときはベルを鳴らして歩行者に注意を促さなければならない。	×	自転車で歩道を走るときは、歩行者の邪魔にならないよう、歩道の中でも車道寄りを注意して走らなければならない。歩道を通行する際は歩行者優先であり、歩行者の通行の妨げとなる場合は自転車を降りて、押して歩かなければならない。
7	ヘッドホンを大きな音量で使用して自転車を運転してはならない。	○	イヤホン、ヘッドホン等を使用して安全な運転に必要な音・声が聞こえない状態で、自転車を運転してはならない。 (違反すると5万円以下の罰金(H24.4.1から改正))
8	夜間、自転車を運転する場合、自分が車や歩行者を見ることができればライトを点灯しなくてもよい。	×	自転車のライトをつけずに無灯火で運転してはいけない。ライトは自分が進む道を照らすと同時に、他の自動車・自転車や歩行者から発見してもらい、事故を防ぐ意味もある。 (違反すると5万円以下の罰金)
9	自転車に乗る前に、ライト・ブレーキ・タイヤなどの日常点検をする必要がある。	○	ブレーキの故障やライトがつかないなど、整備不良による事故を防ぐためにも、自転車に乗る前には日常点検をする必要がある。なお、ブレーキがきかない自転車や夜間に反射器材等がない自転車に乗ることは禁止されている。(違反すると5万円以下の罰金)
10	自転車の2人乗りは危険なため、してはならないが、法律での罰則は特に定められていない。	×	道路交通法で2人乗りは禁止されている。 (違反すると2万円以下の罰金又は料料)

	問 題	正 解	解 説
11	信号のある交差点を自転車で右折しようとする場合、図のように自動車と同様に進行しなければならない。 	×	信号のある交差点を自転車で右折する場合、図のように2段階右折をしなければならない。 (違反すると2万円以下の罰金又は料 ①青信号で進む ②止まって向きを変える ③青信号で進む 
12	傘差し運転をし、歩行者と衝突事故をおこしたが、未成年であっても賠償責任が生じることがある。	○	自転車で交通事故を起こすと、過失致死傷罪などの刑事責任と被害者に対する損害賠償などの民事責任が生じることがある。 また、傘差し運転は道路交通法で禁止されている。 (違反すると5万円以下の罰金)
13	交差点では信号が青であれば、安全確認しなくても通行できる。	×	交差点に入ろうとする場合、及び通行するときは「交差道路を通行する車両等」「横断歩行者」に特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。 (違反すると3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
14	自転車はゆっくりであれば、十分に気をつけて犬を連れて走ってよい。	×	犬の紐を持つなど、自転車のハンドルやブレーキ等を確実に操作できず、他人に危害を及ぼすような方法で運転してはならない。 (違反すると3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
15	自転車についている「TSマーク」とは、自転車安全整備士により点検・整備された自転車で、傷害・賠償責任保険が付いていることを証明するものである。	○	道路交通法令に定められた大きさ、構造、性能等の基準に適合した安全な普通自転車であることとし、傷害及び賠償責任保険が付加されている。(補償期間は1年間)
16	自転車は、原則、道路では並んで走ってはならない。	○	道路交通法で並進は禁止されている。 (違反すると2万円以下の罰金又は料)
17	自転車は原則車道を走らなければならないが、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者は歩道を走ってもよいことになっている。	○	標識により自転車の歩道通行を許可しているとき、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行することができる。
18	自転車を運転していて歩行者にぶつかったが、軽いケガだったため、その場から立ち去った。	×	自転車を運転していて交通事故を起こした運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。
19	歩道上に自転車を駐車させてもよい。	×	自転車を道路や歩道に止めると、多くの人に迷惑を掛けるため、必ず駐輪場などに止めなければならない。 また、駐輪場では他に使う人のことも考えて、きちんと並べて停めてください。
20	この標識(歩行者専用道路)のある道路では、歩行者に気をつけながら自転車であれば通行することができる。 	×	「歩行者専用道路」の標識がある道路は、歩行者だけの通行のための道路であり、自転車は通行できない。